

社会福祉法人成田山福祉財団 役員等報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人成田山福祉財団(以下「財団」という。)の理事長、理事及び監事及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬について定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、報酬とは、役員としての役務に対する給与であって、旅費規程に基づき実費として支給される旅費は含まない。

(報 酬)

第 3 条 役員等の報酬は、次のとおりとする。

(1) 理事長 社会福祉法人成田山福祉財団定款第 8 条に定めるとおり、この法人を代表し、業務を統理する理事長に対し報酬を支給する。

月額 105,000 円

給与 6 月及び 12 月 成田山福祉財団給与及び賞与に関する規程第 30 条に定める支給率

退職手当 報酬の月額×在職年数

(2) 理事 報酬等は支給しない。

(3) 監事 報酬等は支給しない。

(4) 評議員 報酬等は支給しない。

(改 廃)

第 4 条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則 平成 24 年 10 月 1 日 施行

(昭和 52 年 4 月 1 日施行の役員報酬規程は廃止)

平成 29 年 5 月 25 日 一部改正